



「高等教育の修学支援新制度」
公式キャラクター
【まなびーニャ】

①住民税が課税される水準と②親等の扶養から外れる水準の2つに気を付けて！



「高等教育の修学支援新制度」
公式キャラクター
【まねこ先生】

①住民税が課税される水準

= **これを超えると住民税が課税され支援区分が第Ⅱ区分以下となり、支援額が減少します!!**

- 令和8年(2026年)9月以前の修学支援新制度における判定で用いられる水準

令和7年度(2025年度)分の住民税が非課税となる年収 令和6年(2024年)1月～12月までの学生本人の給与収入が**100万円**以下

- 令和8年(2026年)10月以降の修学支援新制度における判定で用いられる水準

令和8年度(2026年度)分の住民税が非課税となる年収 令和7年(2025年)1月～12月までの学生本人の給与収入が**110万円**以下

(※)上記給与収入は特段の所得控除がない場合の額。

②多子世帯の「扶養する子供」から外れる水準

= **これを超えると多子世帯に該当しなくなり、多子世帯支援が受けられなくなります!!**

- 令和8年(2026年)9月以前の修学支援新制度における判定で用いられる水準

「扶養する子供」にカウントされる年収 令和6年(2024年)1月～12月までの学生本人の給与収入が**103万円**以下

- 令和8年(2026年)10月以降の修学支援新制度における判定で用いられる水準

令和7年(2025年)12月31日時点の年齢	「扶養する子供」にカウントされる年収
19歳未満	令和7年(2025年)1月～12月までの学生本人の給与収入が 123万円 以下
19歳以上 23歳未満	令和7年(2025年)1月～12月までの学生本人の給与収入が 160万円 以下
23歳以上	令和7年(2025年)1月～12月までの学生本人の給与収入が 123万円 以下